訪問介護

運　営　規　程

令和 8 年 10 月 1 日

社会福祉法人　渓仁会
ケアセンターこころようてい

社会福祉法人渓仁会　ケアセンターこころようてい　運営規程

（事業の目的）

第1条　社会福祉法人渓仁会が開設する指定訪問介護事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業所（介護予防訪問介護相当サービス）社会福祉法人渓仁会ケアセンターこころ　ようてい（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防訪問介護相当サービス）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下、「訪問介護員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下、「要介護者等」という。）に対し、適正な指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防訪問介護相当サービス）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条　事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2　事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1)名　称　社会福祉法人渓仁会ケアセンターこころようてい

(2)所在地　北海道虻田郡喜茂別町字伏見272番地1きもべつ喜らめきの郷内

（職員の職種・員数・及び職務内容）

第4条　事業所に勤務する職種・員数・及び勤務内容は次のとおりとする。

(1)管理者　1名（常勤兼務）

管理者は、事業所の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2)サービス提供責任者　1名（常勤兼務）

介護福祉士資格を有する者。

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防訪問介護相当サービス）の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導・訪問介護計画及び指定介護予防訪問介護計画書の作成等を行う。

(3)訪問介護員等　2.5名以上（常勤換算）

介護福祉士及び介護職員初任者研修又は介護職員実務者研修修了者

訪問介護員等は、指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防訪問介護相当サービス）の提供に当たる。

（営業日及び営業時間等）

第5条　事務所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1)営業日　　サービス提供　日曜日、年末年始（12月30日～1月3日）を除く毎日。

（その他応相談）

事務局営業日　平日 月曜日～金曜日（年末年始12月30日～1月3日休業）

(2)営業時間　サービス提供時間　AM8：00～PM8：00までとする。

事務局営業時間　　AM8：30～PM5：30までとする。

（訪問介護の内容及び利用料等）

第6条　指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防訪問介護相当サービス）の内容は次のとおりとし、指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防訪問介護相当サービス）を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣（介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防訪問介護相当サービス）は市町村）が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防訪問介護相当サービス）が法定代理受領サービスであるときは、保険給付の自己負担額とする。

指定訪問介護

(1)身体介護　(2)生活援助

介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防訪問介護相当サービス）

(1)訪問型サービス（独自）

2　事業者の通常のサービス地域を越える場合、1㎞ごとに10円を徴収する。

3　事業者は場合により、キャンセル料を徴収する。

急な入院など、やむを得ない事業によりキャンセルされる場合以外の当日キャンセルについては、一律2,000円のキャンセル料を請求する。

4　前二項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記銘捺印）を受けることとする。

（個人情報保護）

第7条　事業所は、個人情報の取り扱いにあたり、「個人情報の保護に関する法律」やガイドライン、守秘義務に関する他の法令等に加え、法人が定める当該基本方針や就業規則等の内規を遵守することにより、利用者及びその家族に関する情報を適正に保護する。

2　事業所は、サービスを提供する上で知り得たご利用者やご家族に関する個人情報については、ご利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に洩らすことはないことを誓約する。

3　あらかじめ文書によりご利用者やご家族の同意を得た場合は、前項の規程にかかわらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとする。

4　事業者は、業務上知りえた利用者及びその家族の秘密を保持させるため、在職中は元より、職員の退職後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を雇用契約の内容とする。

5　個人情報に関する苦情の申立てや相談があった場合は、第9条の規程を一部準用し迅速且つ適切な処理に努めることとする。

（虐待防止のための措置）

第8条　事業所は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2　事業所は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（苦情対応）

第9条　事業所は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申立てや相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応する。その際、苦情対応簿を備え苦情内容とその対応内容を記録する。また、あらゆる機会を通じて再発防止に努める。

2　事業所は、利用者からの苦情について、市町村または国民健康保険団体連合会等から指導又は助言を受けた場合において、市町村または国民健康保険団体連合会等から求めがあったときは、改善の内容を市町村または国民健康保険団体連合会等に報告するものとする。

（事故対応及び損害賠償）

第10条　事業所は、サービス提供にあたって事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、主治医、居宅介護支援事業所、市町村等に連絡し、必要な措置を講ずる。その際、事故対応簿等を備え事故内容とその対応内容を記録する。また、あらゆる機会を通じて再発予防に努める。

2　事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者の対してその損害を賠償する。

（緊急時における対応方法）

第11条　訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変・その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じ管理者に報告し、指示を仰ぐ。なおかつ利用者の家族、居宅支援事業者等にも連絡をする。管理者は、「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」に基づき、適切な措置を行う。

（通常の事業の実施地域）

第12条　通常の事業の実施地域は、北海道虻田郡喜茂別町・留寿都村・京極町の区域とする。

（業務継続計画の策定等）

第13条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

2　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

3　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（職場におけるハラスメント）

第14条　事業所は、適切な社会福祉事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（その他運営についての留意事項）

第15条　訪問介護事業所は、訪問介護員の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修　採用時から約30時間程度現場等で講義・臨床実習をする。

(2) 毎月1回会議を実施する。個別計画に位置づけられた研修をする。

事業所は、利用者に対する介護に直接携わる従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

2　事業所は、職員の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うものと（し、感染防止対策及び定期健康診断を実施）する。

3　事業所の会計は、他の事業所と区分して管理する。

4　この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人渓仁会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付　則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から改訂施行する。

この規程は、平成28年4月1日から改訂施行する。

この規程は、平成29年4月1日から改訂施行する。

この規程は、平成30年4月1日から改訂施行する。

この規程は、令和元年7月12日から改訂施行する。

この規定は、令和 3年4月1日から改定施行する。

この規定は、令和 6年4月1日から改定施行する。

この規定は、令和 8年10月1日から改定施行する。